

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和2年12月2日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年12月2日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
辻本 馨 森田 忠彦
山田 強
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 総務政策課長 奥埜 哲生
副町長 藤原 幹 財政課長 小角 孝彦
教育長 勝良 憲治 危機管理課長 村上 正規
総務部長 小角 孝彦 観光産業課長 西本 武史
まちづくり推進部長 村上 正規 地域整備課長 堀内 孝茂
健康福祉部長 子安 逸二 生活環境課長 辻本 知也
教育次長 池田 貴則 保険医療課長 子安 逸二
秘書課長 東條 信也 教育総務課長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第48号 太子町事務分掌条例中改正の件
 - (2) 議案第53号 太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件
 - (3) 議案第57号 令和2年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の、以上合わせまして3件でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、補正案件が1件でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

まず、条例案件の議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○奥埜総務政策課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、近年の激甚化する自然災害に加え、再び全国的な感染拡大が見られるなど、いまだ収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症に見られるような、新たな危機管理における事象に加え、少子高齢化、人口減少など、本町の直面する重要課題や様々な行政課題に対し、より機動的かつ柔軟に対応すると共に、組織

の大ぐくり化による少人数課の解消や地域づくりに関係する課の集約化を図るなど、簡素でより効率的な組織体制に再編するために行うものでございます。

ではまず、議案の4枚目の新旧対照表をお願いいたします。

まず第1条でございますが、総務部を政策総務部に改めるものでございます。

次の第2条では、同じく総務部を政策総務部に改め、次のページでございます、まちづくり推進部第1号危機管理に関すること、及び、第12号消防及び防災に関することを政策総務部の事務分掌とし、まちづくり推進部第14号交通安全に関することを、第8号交通安全施設に関することに改め、恐れ入ります、前のページに戻っていただけますでしょうか。政策総務部の事務分掌として、新たに、第17号交通安全対策に関することを加えると共に、第2条中の各号列記につきまして、順序をそれぞれ改めるものでございます。なお、全ての号に下線を記しておりますのは、第2条全文を改正する形式となったことによるものでございます。

恐れ入ります、議案書の3枚目に戻っていただけますでしょうか。

附則でございます。この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件についての内容説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○辻本（馨）委員 それでは、何点かお尋ねしたいと思います。

4月から心機一転このような感じで改正して取り組んでいくという中で、専門職はここ何年かで技師とか技術職は何人入っているんですか。

○東條秘書課長 ちょっと、今、去年に何名、今年何名予定してますというのはあれなんですけれども、ここ数年建築と土木技師を順次採用しております。今現在におきましても、来年度採用におきまして技術職で、社会福祉士、保健師、土木の技術職を採用予定しているところでございます。

以上です。

○辻本（馨）委員 それを踏まえて、来年からまた、うちで言うところ何年かにもないよ

うな大きな事業の生涯学習施設というのが建つことになりますね。建設するようになりますね。そうすると、例えば事務分掌というので書いてあるんですけども、例えば今は生涯学習課の鳥取課長が1人で何年か前の人事の配置で技術職から教育委員会のほうに配置転換になって、専門職でもあるし事務方の仕事も請け負って1人でやっているような感じにお見受けするんですけども、例えばしていく上で、役割分担、例えば事務方は事務方で造るのは造るのという、すみ分け的なことはちゃんとできるんですか。

○東條秘書課長 今、人事配置も含めまして、これまでの建設事業、建築事業に関わりまして、太子町におきましては、スポーツグラウンド等、大規模な事業につきましては当然技術職員につきましても教育委員会に人事配置してというようなところと、これまでも小さな工事なんかにつきましては、2階の事業部のほうに依頼して施工するような形も取ってまいりましたので、来年度におきましても、当然今年度から部署替えて（仮称）生涯学習施設のほう、建築のほうに入りますので、必要な人材を配置して施工してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○辻本（馨）委員 そうなんですけれども、要は言いたいことは、結局若い人たちも、私は住民から言われて電気をつけてくれとか草を刈ってくれとか、そんな依頼でお願いするときもありますけど、そうではなくてこれだけ大きなプロジェクトなわけだから、若い職員も中堅な職員も経験させる上で、ちゃんとそういったところへ配置させて勉強させるというのも1つの育て方というか育成方法ではないのかなとは思っておるんですね。そうすると、その辺の配置がうまくできているのか。例えば私もよく分からないんですけど、技術職の担当課長が2人部長に昇級されているんですか。そうすると教える人というのは中途半端にならないのかというような感じがしないでもないんですけども、その辺の育成方法だとかちゃんと考えた配置になっているんでしょうか。

○東條秘書課長 委員ご質問の保健師、土木の技術職、建築の技術職に限らず、当然管理職になってまいりましたらマネージャーとなりますので、一定技術職の仕事というのに100%ということもなくなりますので、その辺は当然採用計画の中で技術の継承であったりというのはできるような形で、順次配置のほうも考えてまいりたいと思っております。

○辻本（馨）委員 そしたら、職域、職階のすみ分けというか、技術職は技術職、事務方は事務方ということで業務を推進していくというような感じでいいんですね。

○東條秘書課長 委員のおっしゃられているとおり、当然技術職で採用していますが、当然技術職が事務をするということも小さな町役場ですのであるのですけれども、当然一番効率性のいい形で業務は進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今回の組織の改編で、職員さんは仕事がやりやすくなるの。そして何よりも住民さんが分かりやすくなって、役場ともっと近い関係というのか、役場が頑張っているなという姿が見える事務分掌の配置の転換になるとお考えですか。人数が人数だと言われたら、人のため、職員さんの人だけで動いているかのように聞こえるのけれども、住民さんのためにならんとあかんですが、そこをちょっとはっきりものを言っただけませんか。

○小角総務部長 今西田委員からの住民さんのためになるのかというご質問になるんですけども、我々は役場の職員としまして、やっぱり誰のために仕事をしているかということを考えましたら、住民さんのために業務をさせていただいています。その中で住民さんが一番分かりやすい対応をしやすいような状況というのをつくるのもまず1つですし、ただその中で働く人間も少しでも仕事の部分に関しまして均等に割り振りができればという部分も含めまして、トータルで考えて今回機構改正というふうな形で全協のほうでもお知らせをしているんですけども、それが一番今の状況で今の段階では一番いいのではないかというふうに考えて配置をするように今回させていただいています。

以上です。

○西田委員 良くなればいいんです。あまりどういうふうに配置しろと言うものではないと思いますので、今後を見ますけれども、今の段階でといたしますし、全協でも、まずちょっとやらせてみてくれというような話であったんですが、今出したやつの方がいいと思って出していらっしゃるのよね。ところが終わってみて1年たってあれと思ったらやめますとか、そんな短いスパンで今回機構改革を出してこられたんでしょうか。一生懸命やってくれはったのが副町長と聞いていますので、副町長のほうからお話をいただけますか。

○藤原副町長 こちらの組織改正の案については、現時点ではベストとっております。ただ今後、新たな危機事象とか課題とかが出てきましたら、その都度見直しは必要だと思っておりますので、現時点ではこれがベストとっておりますので、すぐに見直すとか

いうことは考えておりません。ただその都度の状況に応じて臨機応変に組織もつくっていきたいと思っていますので。

○西田委員 その都度部や課の名前が変わってもらったら困るので、そうすると、その都度はどうかなというのは、人の配置に今度はなってくるのかなと思うんです。それで本当に私が懸念しているのが、これでは給食センターは課長は置かないと聞いているんですけど、それで合ってますか。

○小角総務部長 そうですね。今回に関しましては、一応課長補佐のほうを配置するような形で、教育委員会、教育総務課のほうと連携を密にするという部分に関しまして、教育総務課長を給食センター所長というふうな形で、あと課長補佐を配置しまして、センターの所長代理というようなイメージ的な部分になるんですけど、そういうふうな形で対応していきたいと考えております。

○西田委員 そういうのが、もし課長補佐ではなくて課長を置けることに給食センターに意味があると私は思っているんですけども、それが課長補佐になった途端、もう何かいろんなあそこに置いている機材が年数がたってきて、今どんどん入替えの時期になってきているのではないですか。今回も急いで替えなあかんということで、浄化槽、これも大変だと言っていたのだけど、それは後回しにして内部を触ったりしているのではないですか。そういう状況の中で、課長補佐を置いてみたけどあかんかったらやっぱり課長ということもあるという、それは少しは思っているけれども、何かがあれば変わる1つにはなるんですか。

○小角総務部長 今、給食センターに関しまして、確かに実際、課長補佐を配置してどういうふうになるか。ただやっぱり課長補佐は課長補佐でその職責、また職場においてやっぱりベストを尽くしていただくというふうな形になってくると思います。以前も実際に課長補佐を配置して、所長というような肩書でやったときもございます。その辺、トータル的といいますか、施設も確かに老朽化しています。その辺もだから課長補佐というより、教育総務課長のほうで調整しながら計画を立ててやっていただくという形で、1人のセンター所長、課長に負担をかけるという部分ではなくして、トータル的に教育委員会の職場として全体で見ていくというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○西田委員 負担をかけるという話でいくと、それは課長が2人いて教育委員会で見ても、給食センターのことを考えたら負担軽減になると思うので、負担は減らないと思います

けれども、ちょっとその点は嫌疑しております。また別の機会でもそこは言わせていただきたいと思いますけれども、あとはいろいろ本当に、案は、改めてお尋ねしますけれども、案と示されておりますけれども、もう何一つ変えることはないということでしょうか。名称も含めて。

○小角総務部長 今、案というふうな形で組織改正案というふうな形で出させていただいています。それに関しましては、今回条例の改正をお願いするという部分でございますので、その部分につきまして、理事者側としまして組織の改正をということで、管理運営していく上ではそれが必要というふうに考えております。今の段階ではそれで、今回はこの条例をご議決いただきましたら、やっていくという方向で考えさせていただいていますので、今の時点で名称等を変更ということは考えておりません。

以上です。

○西田委員 だからそれぞれの課が細か過ぎて人が少なくて、何か4人以下のところも多くて、それでは中々回りにくいみたいな話も全協であったと思うんですけども、そしてたらこの改編によって、それぞれの課が4人以下のところはなくなるんですか。

○小角総務部長 4人以下のところはなくなるのかということなんですが、実際議会事務局であったり会計課であったり、なくなることはないというのが現状でございます。ただその辺につきましては、見ましたら人数を増やせという思いがあるんですけど、今の組織で業務等を考えたときに難しい部分があります。そういう部分に関しましては、アルバイトさんといいますか、会計年度任用職員さん等を活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 議会事務局でいけば、もう1人アルバイトさんを入れていただいて、4人。4人以上にしたいというのだったら、4人がいいのか悪いのかは別としてですが、3人は4人より少ないんですね。じゃあここを4人にしてくれるとかそういうお考えはあるんですか。

○小角総務部長 今の段階では、ちょっとその辺は、来年度の予算の計上の関係で、各課のほうで人材の部分について会計年度任用職員さんの部分につきましてもヒアリング等を実施しております。その辺を聞かせていただきまして、判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 西田委員 その判断の中で頑張っ4人以下のところがないようにしていくお考えなんですね。
- 小角総務部長 4人以下のところがないようにしていくのかという部分に関しましては、その辺は業務を見ながら、全体に4人以下にするところはないということは今の段階では明確にはご答弁できませんけれども、適正に人員配置をしていくように考えているところです。
- 西田委員 今のところ改正が出ていますが、それぞれの課の下につく人数はまだ決まってないということですよ。
- 小角総務部長 今の人数に関しましては、業務、規則の部分で決める、決めさせていただく部分もございますので、その辺の兼ね合いも見まして、人員の配置は適正に考えていきたいというふうに思います。
- 西田委員 それで見ても、名前もそう変わらないと言うのだけれども、観光産業課から農林がなくなるではないですか。観光というのは観光、この産業というのは何ですか。
- 小角総務部長 産業と名称をそのままにさせていただいている部分に関しましては、商業、工業系といいますか、その辺を含めまして産業というふうな形の名前にさせていただいているということでございます。
- 西田委員 商業、工業が産業、農業は産業ではない。
- 小角総務部長 農業につきましては、実際産業、一次産業という形で農業になってくるんですが、ただ組織の中で農業の部分と、あと、事業として農業土木の部分がございます。その部分につきまして、農業土木と先程の技術職の配置という部分を考えたときに、今回下水道の技術職員と農業土木の技術職員という形では技術職を配置したいという部分があったので、今回農業土木の部分と下水道の部分と一緒にさせていただいたということでございます。
- 西田委員 新しくなる環境農林課は、環境と農業土木をする課なんですか。
- 小角総務部長 農業土木とあと農業関係をさせていただく課です。
- 西田委員 分かりやすさといえば、新しくなったらね、観光産業課、太子町の産業、太子町の豊かな自然を担っているのは農業だと、農業振興に頑張っいこうというような旗印も掲げていると思うんですけども、産業の中に農っ入っていると思うんですけども、農林と、片方に環境農林課があつたら、住民さんから見たら農業はこっちへ移つたのかなと思つたら、産業課は何をしてるのと思うではないですか。そしたら観光商

工課とか、商工だけでしょう。ここは農業関係も、新しくなった観光産業課は、農林を離しながらも農業はやっていくの、観光産業課は。

○小角総務部長 先程からご説明しましたけれども、農業につきましては、環境農林課というところでやっていく予定になっております。産業の部分につきましては、先程もご説明させていただいたんですけれども、商工業の部分、確かに西田委員がおっしゃるとおり、産業の部分には農業も入ってくるのかという部分はあるんですけど、その辺にしましては企業誘致といいますか、そこらのほうにも力を入れて、別立てという言い方はあれなんですけれども、やっていきたいというふうに考えておりますので、今回そのような形で割り振りをさせていただいております。

○西田委員 考えてくださいね。でも組織の改正はどうなるのという、中身、業務内容が何という資料をこの間もらったではないですか。後でもらったんですけれども、観光産業課で、道の駅は物を売る段階になっているから商業、では道の駅の背景におられるのは農家さんですね。農家さんが本当に品物を作られないようになったら、道の駅では地場産品を売れないですね。農業と切っても切れないと思うけれども、地域づくりの推進のまともにも環境農林課と別に観光産業課はくつつきましようかなんていう、農業が大切だと言いながらちょっと扱いがぞんざいだと思うんですけど、そう思わないですか。

○小角総務部長 農業に関しまして、別に課を替えることによって扱いがぞんざいになるというところではないというふうに考えています。やっぱり農業は農業で、農業をしていく上で基盤整備という部分も必要になってくると思います。その辺は適切に維持管理をしていく上でも技術職員は必要になってくるのかなと。その辺をしっかりと業務を適正にやっていく分には、今回の組織の改正というのは必要になってくるのかなというふうには考えております。

○西田委員 やっぱり分かりやすさからいったら、では観光農林課でいいと思いますし、観光産業と大ぐくりしたら産業の中に農業が入ると思うので、商工課か、そしたら住民さんが分かりやすいと思うんですけど、それでもやっぱり課名は変えるつもりはありますか。

○小角総務部長 今の時点では変更する予定はございません。

○西田委員 住民に分かりやすさという点では、ちょっとそれはどうかなと思いますので、指摘させていただいておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 今のちょっと関連なんですけれども、私はこの分別がいいと思います。というのは、道の駅が観光産業課に入ることが、物販、商品、生産物を販売する上の観光産業課に入れている。農業政策というのは、農道も入れれば里道、水路、そして環境保全、治水を含めて非常に専門的な基盤整備の考え方が入るという意味で、やっぱり環境農林課で基盤整備をやって、そして農家さんのために水路なり農道なり、また圃場整備をきっちりとしていく計画の下で、この組織改革が一番いいとは思いますが。だから西田委員には申し訳ないんですけれども、この上程を見て、農業政策がおざなりにされている、軽く見られているというのは、僕は思いません。

それともう1個お聞きしたいんですが、この組織改正に当たっては、まず考え方として、新町長が4月に登庁されて以来、どの辺の段階で時間を割かれて、あるいは庁舎内の職員からの意見を集約して、ここに至ったか、その辺のところも説明をしていただきたいと思います。

○小角総務部長 元々、機構改正というふうな形で町長、副町長のほうから秋口をめどということでお話させていただいたと思うんですけれども、ただやっぱりコロナの関係で、感染拡大が広がる中で、その中で組織を触るとことはいろいろ不都合が生じてくるのではないかと。当初その部分、秋口をめどにするために、職員に対して聞き取りとか、意見をいただいたりとかというふうな形で進めてまいりました。その中で秋口にコロナの感染拡大をした中で、組織を触ることによって業務に支障が出る可能性が高いというふうに考えましたので、今回に至ったという状況です。まだ現在でもコロナの感染という部分は、感染拡大している状況ではあるんですけど、4月という部分になりますと、人事異動という部分が出てきます。その部分もありますので、今回こういうふうな形で改正というふうな案を出させていただいているような状況でございます。

○建石委員 一番住民さんに迷惑をかけないような感じで、我々も以前から太子町の組織改正は、過去においては、例えば室制を取ったり、グループ制を取ったりして、いろんなことでその都度組織改正をやってこられたわけなんですけれども、最終的に住民さんがどの窓口に行けば対応できるのかというところの、それは室制なら室制にしたときも、非常に戸惑いが住民さんにあった。だから、その辺のところの窓口対応、それとか以前は役場に総合案内人を置けとか、いろいろあったんですけれども、その辺のところも過去の経緯を踏まえながら、住民さんが戸惑うことのないような対応を4月以降はしていただきたいと思っておりますので、その辺をよろしく願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 この組織改正に当たっては、職員さんからの意見を聞いてつくり上げたとお伺いしましたが、後からどんな意見があったのか聞かせてほしいという資料も出ています。ところが中でも取り入れた分と取り入れてない分があるとおっしゃってましたけれども、これを見たらどうなの、何を言うてるのかなというのは職員さんでないから分かりかねるんですけどね、総務部でいけば、これは解決したのか、そのままですよという話なのか、部や課でいけることなのかちょっと分からないんですが、行政不服審査制度の審査補助と審査庁が同一課ということに疑問を抱いているという、これはどういうことで、同一課ではなくなったのか、同一課であっても問題ないのだというのか、ちょっと教えていただけますか。

○小角総務部長 行政不服審査制度の審査補助と審査庁が同一課ということ、現在、総務政策課と財政課のほうで審査補助の部分と審査庁という部分が分かれております。これにつきましては、申請していただくところと精査するところが一緒であれば、ちょっとおかしくないかというところを変えているというのが現状です。ただ大きな市とかになりましたら、完全に分かれているところが普通にはなってくるんですけども、太子町のように小さい組織、ほかも同じような組織が多々あると思うんですけども、その辺に関しましては、近隣といいますか、同規模の自治体という部分を確認して、適正に適切に対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 適切で、ただ結局うちは同一課で扱うということですね。

○小角総務部長 同一課で扱うのではなくて、その辺は他の自治体と同じような規模の自治体を見て、最適な方法を導き出していきたいというように考えております。

○西田委員 分からない。この質問も分からないけど、同一課にというたら、同一課ではありませんよというのか、同一課ですよというのか、元々、行政不服審査はそんなに来ないからやってないから、そのうち考えますよと言っておられるのか、ちょっとはっきり言うてください。同一課ではありませんのか、ないのかどうなのか。

○小角総務部長 これは今、財政課と総務政策課の部分で分かれている部分がございます。それが1つになってしまうのではないかということで、同一課にするのというそのクエスチョンがございます。今考えておりますのは、一応総務財政課のほうと秘書政策課のほうとというそういうふうな形で分けてやるというふうには考えてはいます。ただその

辺も含めまして、状況を確認しながら適切にやっていきたいというふうに考えております。

○西田委員 分けるんですね。

○小角総務部長 そうです。

○西田委員 ごめんなさい、本当に反映されていたらそれはいいのだけれども、それがちょっと主な意見では分からないのでお尋ねしているんです。住民人権課、窓口での選挙管理委員会業務問題というのは、業務が重過ぎるということが、ここが持つべきではないということではないですか。

○小角総務部長 選挙管理委員会の業務の問題ということで、住民課、うちは住民人権課のほうで選挙事務をやっていただいている状況でございます。他の自治体には実際そういうところは少ないかなという部分もございます。ただ、今の業務の関係で、今の状況では住民人権課のほうでやっていただくのがベター、ベストではないかというふうに考えています。ただ選挙の時点で、どうしても人材、人がやっぱり必要になってくるといふことで、その辺に関しまして選挙のあるとき等でしたら、人員の確保をする、そこらは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○西田委員 きっと私も選挙のときの住民人権課さん、窓口業務をやりながら、期日前もありますからね。人を割きながらというのは、誰がこの後行ってもそれは心配だと思うんです。そういうのを考えるのではなくて、こうしますというのを明確に出してあげていたら、ここで住民人権課で選挙管理委員会の業務を持ってもしんどくないなと思えるんですけれども、問題を把握しているけどそのときに考えるのでは、ちょっと遅いかなと思うので、それも整理して4月からやっていくんですね。総選挙もいつあるか分からないという中で、心配なくできるようにはしていただきたいと思うんですけれども。

○小角総務部長 選挙に関しましては、特に今衆議院とかですと、いつあるか分からないという部分がございます。その辺につきましては、適宜対応できるような状況にしていくようには考えております。

○西田委員 何よりも本当に、この表であった地域づくりの推進が、こことこの課が結びつければ、そこに社協が入れば、地域づくりの推進になると、全体として、地域づくりの推進に太子町が臨むという、全体に網をかけるのが本当だと思うんです。笑顔あふれる太子町に向かってという全体の大命題のスローガンの下に地域づくりを推進していこうというのを、全部の部や課に通すのが筋だと思うんですけれども、特にこの間、いろ

いろな、私の耳に入ってくるのが、集まって、上で決まったことが届いていない、下まで届いていないというような話が、この間、町長の前にあったんです。それが改善される組織改正になってほしいと思うんですけれども、そういう意味で一丸となって考えていく中の、一部の課だけに地域づくりの推進を担わせるというのはどうかなと思うんですけれども、全体で考えなくていいということですか。

○小角総務部長 今これで組織改正というふうな形で出させていただいて、地域づくりなんです。あくまでも今主体となってやっただけの事業等がございます。その関係で、そういうふうに入れさせていただきました。ただそれをやっぱりだんだん広げていくというのが、地域づくりになってくると考えておりますので、明記している部分だけが地域づくりをやるのではなしに、それを全体的に広げていくということを考えてこれからやっていきたいというふうに考えております。

○西田委員 お耳に、副町長、町長のお耳にきっちり入れてくれたと思うんですけれども、健康づくり推進委員会的时候にも、その前の総務まちづくり常任委員会的时候にもそうですよね。まちづくりの特に観光関係かな、頑張ってくれた人が悲しんでらっしゃるではないですか。また教育委員会と町はどうなっているのという話もあったではないですか。ところが、この地域づくりの推進に、違うといえども教育委員会も入っていない絵づらになってしまうではないですか。だから全体に網をかけたらどうですか。けれども、観光産業課といきいき健康課と自治防災課と総務財政課と秘書政策課が、課がまとまったらそれでいいみたいにしか見えない絵づらでいいんですかというのを副町長に。

○藤原副町長 今回の組織改正に係るポイントということでこういう見せ方をさせていただきましたが、もちろん地域づくりについてはもう町、教育委員会も含めて全庁一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、そちらの辺は、その理念については職員もしっかり周知させていただいて、取り組んでいきたいと思っております。

○西田委員 やっぱこういう絵づらを描いたら駄目だと思うんです。この事務分掌の条例に地域づくりの推進なんてどこにも出てこないではないですか。規則になったって別にこんなの出ない。これは職員さんの思いとして、絶対持っとなあかんものやということで掲げているのが、この課だけにあると、せっかく事務、そういう工事とかができる職員さんを集めたって、この人らが2階に集められて、まちづくり推進部にいらっしやって、教育委員会の大きな工事をやるのに、そこは別ですと、私たちと線はつながっていませんしとなってしまいます。みんなでやっさいこうという、少ない職員さんでと

いうのに、何かこれでは結局今までばらばらで、あそこがやっていることはここは知らないみたいなのがいいのと思っていたのを、私としてはそれを解決してくれる4月からになってもらいたいんですけれども、それは部や課ではなくて、その方針を上が通せるかどうかでしょう。そういう思いで町長は職員さんを1つにまとめ上げて、1つの大きな政策はみんなでと、生涯学習をもう一回一から聞いてくれたでしょう。それを今やるのではなくて最初何かしようというときに、職員はどうであろうというところから始まってくれるという思いで4月はスタートするのでしょうか。

○田中町長 今2つのお話があったように、私が町長にならせていただいてから、全庁的に、例えば生涯学習にしても、みんなの意見を吸い上げながらしっかりと進めていこうということでスタートさせていただいております。そういった意味で、総務部につきましては、今回政策総務部ということにさせていただいております。ですから、総務の仕事だけするのではなくて、町全体を進めていくのに政策的なものを庁内全体にわたって統括しながら政策を進めていくのだというような意味合いも込めて、そういった名称にさせていただいております。そういった意味で、より強力に政策を進めていくという体制を少しでも取っていきたいという思いの表れでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○西田委員 本当に生涯学習のこんなん要る、要らないから施設の意見を聞くのだと思いましたがけれども、職員さんの声を集めるということをおっしゃったではないですか。今回職員の声聞いてやりましたと言うけど、声を聞いたことがどれだけ反映されているかは別として、聴くというところが、私たちにも、ああ本当に聴かれたのだということが示されているわけではないですか。そういうのをまずやって、大きな事業を進めていただきたいと思うんです。一応今何かまち中がざわついているのが観光の問題だと思いますので、その辺りもきっちり町長としての姿勢を見せないと、住民さんはどこへ向いて走っていか分からないみたいなところもありますので、町長の決意がきっと、事務分掌という条例でしかないけれども、職員さんに伝わり、住民さんに伝わっていくと思いますので、目に見えるのはこれですけれども、町長の姿勢がはっきり打ち出されたものになっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第48号、太子町事務分掌条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○西本観光産業課長 おはようございます。

それでは、私の方から議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、改正理由とその内容についてご説明させていただきます。

改正理由でございますが、(仮称)太子町生涯学習施設の建設に係る予算が先の9月議会で承認されたことを受け、太子町まちづくり観光交流センターの取壊しが具体的に確定したことから、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、この条例に位置づけております施設が、太子町まちづくり観光交流センターと太子町竹内街道交流館の2施設がございます。太子町まちづくり観光交流センターが取壊しとなることから、題名を、太子町竹内街道交流館設置条例とし、太子町まちづくり観光交流センターに関する内容を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の3枚目の新旧対照表をお願いします。

表題は、太子町竹内街道交流館設置条例に改めます。

第1条は、目的及び設置に関する規定で、施設名として、太子町まちづくり観光交流センター等を、太子町竹内街道交流館に改めます。

第2条は、名称及び位置に関する規定で、交流センター等を、交流館に改め、太子町

まちづくり観光交流センターの名称及び位置に関する内容を削除します。第3条以降も同様に、交流センター等を、交流館に改めるほか、次のページをお願いいたします。

第8条の使用料に係る規定で、交流センターに関する項目及び別表1、それから恐れ入ります、次の頁3/3をお願いします。別表3を削除いたします。そのほか、文言の整理を行っております。

恐れ入りますが、戻っていただきまして議案書2枚目をお願いいたします。

附則でございます。本条例は、令和3年1月1日から施行することとしております。

説明は以上となります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 生涯学習施設ができるに当たって、あの場所で、今言われている観光交流センターを使って、それを崩して建て替えてということで、たちまち観光協会がどうなるのだという話がずっと進められてきたんですけども、私は最初、町内にある施設を使えばいいと思っていたんですけど、前町長時代になるかと思いましたが、更地になっているあそこに造るのだと。それには協会の人たちの思いも、役場の近くに建ててほしい、竹内街道沿いに建ててほしいというのもあって進められてきたと思うんですが、竹内街道沿いはこの場所だったらいけるかなと思うんですが、役場の近くというのも外れますし、何よりも広さのこともおっしゃっていたんですが、もうそれは納得されているんでしょうか。

○西本観光産業課長 新しく竹内街道交流館のほうに協会の事務所を移転させていただくことになりましたが、今、協会の職員の方が納得されているのかというご質問かと思いません。今まで正式には3回ほど、それからその前には以前にも協議ということで話はさせていただいておりますが、結論としましては、私どもは了解されたということで認識しております。ただ委員がおっしゃるように、ちゃんと納得しているかというところについては、委員がおっしゃいましたように、竹内街道沿いではありますけれども、役場からは離れていると、そういうところを考えまして、最初の話の中では不便になるとかそういうふうなご意見もいただいております。ただ私どもとしましては、あくまでも仮の場所ということで、一旦は既存の施設の中で、今おっしゃったように、竹内街道沿い

であるということ、あと周りを見れば隣接します山本家住宅であったり資料館であったりがひしめき、そういったところで面的に観光を捉えることも、また役場の近くという視点ではなくて、別の視点から面的に建設してそういう施設があるところで観光を捉えるという観点からも、選択させていただいたところでございます。そういったところもご説明申し上げまして、協議は進めさせていただいたところでございます。

以上です。

○西田委員 観光協会の方が説明して、いろいろお思いになったでしょうけれども、今やっている事業はそのままあの場所で引き続いてやるんですか。

○西本観光産業課長 今観光協会ですでにされている事業につきましては、基本的には新しい場所で引き続いてそのままされるということです。

○西田委員 観光協会がやっていることであつたのか、そこら辺がちょっとあまりはつきりしなかったような気もするんですが、それでも調理場が要ということで話があつた開発チームとの関係はどうなっているんですか。

○西本観光産業課長 開発チームとの関係につきましては、協会のほうを通じまして開発チームさんのほうにもその旨をお伝えしていただいています。調理場につきましては、今現時点では、役場のほうで整備する計画はないということで、協会を通じてご説明をさせていただいております。

○西田委員 ちょっとそこだけ確認を。開発チームは、協会の一部ではない、協会とは離れた別組織なんですか。

○西本観光産業課長 開発チームは聖徳市特産品開発チームということで正式な名前があつたかと思ひます。開発チームは協会の中の組織というところではございません。一会員でございます。聖徳市さんは一会員でございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 その辺りがちょっとはつきりしないような気はするんですけども、ではこの場所を仮の場所というのは何年間ですか。

○西本観光産業課長 今委員から何年間ということでご質問がございました。協会との協議の中でも同じようなご質問でいつまでなのだとおつたところでの議論があるところでございます。ただ、あくまでも仮ということでは位置づけしておりますが、今のところ何年間、いつ新しいところへ変わるということは、現時点ではまだ正式には決まっておりません。引き続いてちょっと考えていきたいということで、協会のほうとも話してお

りましたし、現時点ではそのようなご答弁とさせていただきたいと思います。

○西田委員 これは生涯学習施設でも建設をいつまでにしてというのはどうなるのという
ような心配もありましたけど、町長、白紙にして考えるというのは分かります。お金を
もらえる、もらえないという精査もありましたし、でもやっぱり大切だと思うから、前
町長時代のときは新しい場所も決めて、新しい建物を建てて、協会と共に観光を頑張っ
ていこうという姿勢は、その当時は町は持っていたわけです。それが、ごめんなさい、
仮の場所だけれども、いつまでと言ってあげないことにはやっている人も不安なんです
けれども、その期限は言えませんか、町長。

○田中町長 今現在で、すぐここが何かあるとかいうのであれば、それは一定のお答えを
できるんですけども、そういうものがない現在において、どう言うたらいいんですか、
いたずらに期限を切って、例えば1年後、2年後というても現実にそれができなかった
場合は、かえって失望感を与えるというようなところもございます。

それで、極端に言えば、またいい所があれば、もう1年も待たずにまたそっちに移っ
てもらおうという可能性も逆にあるというふうに思っています。ただ、どうも観光・まち
づくり協会の場所がどこやねんとかいう話になりがちなんですけれども、僕自身はそれ
も大事ですけども、やっぱり観光行政、観光・まちづくり協会そのものをどうしてい
くのかという、そこらの議論をまた観光協会の方ともしっかりと話をしながら進めてい
く、そのことがもっと重要ではないかなというふうに思っています。

今、取りあえず竹内交流館のそっちのほうに行っていただくんですけども、そのこ
とによって今までにやった業務が全くできないとか、そういうことにはならないように
そこはしっかりと役場もフォローしていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○西田委員 今の業務ができるかというところでは、広さはどうなんですか。一番大きか
ったのは、狭いからというのがあったではないですか。狭さは解消されるんですか。そ
れか同じぐらいの広さの場所なんでしょうか。

○西本観光産業課長 広さにつきましては、同じスペースは確保できるというふうに考え
ています。現在の交流センターの事務所のスペースが約35平方メートルほど今職務を
していただいているところがございます。新しい移転する先の、今有効に使える面積が
約65平方メートルございます。そういった意味では、従来の事務スペースの機能は確
保していただけるかなというふうに考えております。

- 西田委員 観光協会が移って、それはできるのだけれども、今はどういう使い方をして
いるんですか。
- 西本観光産業課長 今はそこで来訪者の方が入っていただいて、パンフレットを置いた
り、町の紹介をするようなものを掲示したりということで活用をしております。ただ、
すいません、先程ちょっと申し損ねましたが、65平方メートルほどあるんですけれど
も、今そのいわゆる観光案内をして、要は施設、建物の中をいろいろ見ていただける、
そういったスペースが、逆算しますと狭くなってまいります。そういったところのご不
便をおかけするかもわかりませんが、そこは配置物を考えながらこの施設の中で観光案
内もしながら観光協会の業務を当然やっていただくというふうなところで考えておりま
す。
- 西田委員 あのスペースで事務をやるので狭いなというところですけど、交流館になっ
たら、広くなるのだけれども、事務とそういう来訪者が来た、観光案内のスペースもあ
ると。そこで、お食事とかもしたりするスペースもあると。
- 西本観光産業課長 実際には、ちょっと食事をしていただける、テーブルを置いて、椅
子に座って、3名4名の方が座っていただける、そういうようなスペースはちょっと
中々厳しいところはあるかなというところでは思っております。ただ、最低限、来訪の
方を案内する観光パンフレット等を備え付ける、そういった最低限のことは当然してま
いりたいというふうに考えております。
- 西田委員 そのスペースの中で、新旧対照表で、いろんなお金を取るのがありますけれ
ども、竹内街道交流館の使用料が1日当たり2千円取るという、貸してと言うたらどこ
を貸して下さって2千円のところがあるんですか。
- 西本観光産業課長 あくまでも大前提はこの移転が仮ということでございます。正式に、
先程も町長が申しあげましたように、今よりいい場所があれば当然協会の事務所として
は一旦退避するという中で、この条例自身は存続しますので、元の状態に戻りますので、
その中で従前どおり交流館を貸館的に使っていただけというふうなことで、ここの部
分は特に触らずに、このまま残しておきたいというところでございます。
- 西田委員 貸館で利用できるんですか。貸館で今までのスペースを貸館、1日当たり2
千円が残るということは、今までのスペース分で1日借りれるということなんですか。
- 西本観光産業課長 すいません、ここの趣旨はそういう趣旨で残しておりますが、ごめ
んなさい、協会が事務所として入る間は貸館としては使っていないというふうな

状況ではございます。

- 西田委員 ここを借りて何かやってくれておられるのか使用状況は分からないんですけど、これ要りますか。お金を取るようなことがあるのかということと、横で1日当たり、展示物を張っているぐらいだったらいいのだけれども、ここはいろんなことをしてよかったと思うんですが、事務をしている横でちょっとにぎやかなことをしてもいいの。貸館としても引き続きやっていくんですか。
- 西本観光産業課長 ちょっと説明が不足しておりますして申し訳ございません。協会が事務所として入っている間は、スペースの関係で第三者の方に貸館としてお貸しするのは、ちょっとスペースの関係で難しいかと思えます。ただ、あくまでも協会の移転は仮ということで考えております。協会がまた正規のといいますか、別の場所に移ったときに、従前どおりこの交流館が貸館として使っていけると、そういう機能は元々本来持っておりますので、そういう意味で条例のほうについては特に変更せずに残しておきたいというところで、この新旧対照表をつけております。
- 西田委員 条例って、そのときどきで変えていいですよ。交流館も観光交流センターなどのところに後から混じったと思うんですけども、観光協会があそこの場所を使ってる限りは、1年こっきりとも2年だけとも言っていない間は、貸館としてなんて利用できないのだったら、書かなくていいのではないですか。これを見て、では貸してもらえますかと言うても、いえいえ今協会が使っているんですけど貸せないんです、書いてるだけなんですよ、という条例なんですか。
- 西本観光産業課長 何度でも同じことを申し上げますが、あくまでも考え方としましては、協会の事務所が仮という位置づけのもとにこの条例をつくっておりますので、仮が終わればこの交流館の貸館機能はあるということで、ここの分については変更せずにこのまま残していくというところをご理解いただきたいと思います。
- 西田委員 でも、これがあるのだから、借りれますよね。借りて20人ぐらいでそこでちょうどいいわと。そこで別に食事をしたらあかんと言わないですよ。あかんのかな。借りて展示だけするにしたって、それはやっていいんですよ。
- 西本観光産業課長 申請が出てきてからちょっと私どものほうで、こういう事情をご説明してまたお断りするような形にはなります。あくまでも許可でございますので、今の現状を鑑みましてお断りするということで今考えております。
- 西田委員 それでいいんですか。条例だから使われない期間はなくてもいいではないで

すか。残しておかなあかんの。残してこれを見て借りると言うたら、いえいえと、借りれません、いや書いています、いやでも今はこういう事情で借りれません、という説明をするんですか。外して、協会の新たな場所が見つかったときに、もう一回この条例改正を出して入れればいいのかと違いますか。そうではないの。

○村上まちづくり推進部長 あくまでも、何度も西本のほうから申しあげましたけれども、仮ということで、移転先がすぐ決まりましたら速やかに元の状態に戻せるということで、そのときに条例改正とかいう部分の煩雑な手続きを経ずに、速やかに貸館できるような形ということで検討した結果でございます。

○西田委員 どなたに聞いたらいいんですか。条例ってそんなものなんですか。あるけどないみたいな、こういう書き方でもいいの。これを外して、誰も怒らないと思うんですよ。なくなって次にまたなくなったのと、このままでいきますか。

○小角総務部長 今、まちづくり推進部長から説明がありましたが、実際今西田委員がおっしゃられるとおり、本来でしたらすぐ議会のほうにお願いして変更することも可能というふうには考えております。ただ、今実際のところ、竹内街道の周辺でもしどこか協会が移転できる場所等があれば、すぐにでも移転はしたいという部分もございます。その辺も含めまして、今回こういう形で主要な部分につままして残したような状況になっております。ただこれがもし長引くようなことがあれば、その辺につまましては再度検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 協会の方が常時いてて、来訪者も常時いてて、その人がちょっと休憩して食事をしてもいいのかな、そういう施設はあるのかな、どうなんですか。

○西本観光産業課長 実際に運用の中で簡単な椅子を置くとかそういったところはスペースを見ながら考えていく。その中でそのスペースが確保できれば、そういったところの対応は、もちろんもてなしという考え方からしていく必要があるかなというふうには考えております。

○西田委員 そういう人たちからお金は取らない。その横で2千円払った、それがもうないのね。この期間はだからお金を取ることは一切ないのかな。

○西本観光産業課長 まず最初に、そういった休憩をされる方からはお金は取るという予定はございません。そういった意味で、この期間の中で交流館を貸館というところまでは考えておりません。ただ可能性としまして、協会が休みのときに、そのスペースは狭

いスペースだけれども、借り方のご了解の下で使いたいだけれどもというふうなお話があれば、そこは検討の余地があるかなとは考えます。基本的には狭いスペースでございまして、貸館のほうは考えておらないというところが基本ではございます。ただ検討の余地はあるのかなというところがあります。だいぶ面的な制約は出てまいるとは思いますが、そのように考えております。

○藤井委員 私はその近所に住んでいるので、あの中によく孫を連れて入るんですけどね、平日は開いてなくて土日を開いているけれども、もう5、6人入ったら、本当に会場はすごく中が狭いです。それとコロナの影響で前は中で紙コップでコーヒー1杯100円か何か払ったら飲めたんですけども、今はそれができなくなったから外に今自動販売機を置いています。そこで飲んでくださいとこの前も言われました。だから、すごく狭い中で、あそこは結構山へ登る人も多いので、結構入っているんです。そしたら、そういう今は密の問題が出てくるので、そこへ借りて何かするとなったら、あの狭いスペースでもしそれだけ人が集まったら、一般の人は入ってくれるなということになってしまうし、だから今の状態だったらすごく厳しいの違うかな。すごく中は狭いですよ。中に何回も入ってますしね、ずっとよく向こうの人とも話をさせてもらっているのだけれども、すごく狭い状態の中で、そこを使うということで、その近くに住んでいる人も、藤井さんそれはちょっとどないするのという感じで心配しておられる人もいてるんです。だから絶対に私は密になると思うので、やっぱり誰もが入れるようにしようと思ったら、そういう形のものは、私は取ったらおかしいの違うかなという感じがするんですけどね。

○西本観光産業課長 今藤井委員がおっしゃいましたように、コロナの関係は十分配慮する必要があるかなというふうに感じております。ありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号、太子町まちづくり観光交流センター等設置条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、補正予算案件の議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻本生活環境課長 おはようございます。

私から、議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げます。

では、予算書3頁、4頁をご覧ください。

今回の補正につきましては、令和2年度中に撤去することが確定しました既存の固定資産に対し会計処理を行うもので、補正の対象となります資産の数量は7つ、いずれもマンホールポンプ施設に関連する機械及び装置に係るものでございます。これらの資産は全て老朽化等の理由によりまして、新しいものに交換するわけですが、不要となりました古い資産を廃棄する、すなわち除却するということで、4頁、収益的支出、1款下水道事業費用、1項営業費用、5目資産減耗費、節固定資産除却費に42万7千円を計上しております。言い換えれば、除却する資産の残存簿価42万7千円を費用化するというところでございます。

一方、3頁のほうですが、収益的収入でございますが、今回除却します7つの資産に対しまして、当初これらの資産を取得する際に財源となりました国・府補助金、負担金、他会計補助金等、これらはまとめて長期前受金という名称で呼ばれておりますが、資産の除却に併せて長期前受金を収益化するという会計処理を、1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目長期前受金戻入、節長期前受金戻入にて、20万1千円を計上しております。

このような会計処理は公営企業会計独自のルールに基づいておりまして、減価償却費と長期前受金を費用と収益という形で対比させることによって、例えば減価償却費のうち料金収入で回収すべき額が明らかになるなど会計上の利点が指摘されています。

今回は資産の除却と長期前受金の収益化という現金を伴わない非資金性の予算となっており、現金の動きは一切ございませんが、地方公営企業法に従い、補正予算書として

提出いたしました。

また、お戻りいただいて、1頁をご覧いただけますでしょうか。

1頁の第3条の記載につきましては、当初予算書第4条の2、特例的収入及び支出に関する条文の金額改めになっておりまして、内容につきましては令和2年3月末をもって打ち切りとなりました平成31年度太子町下水道事業特別会計の未収金及び未払金につきまして、平成31年度決算額が確定しましたことを受けまして、それぞれ金額を改めたものでございます。

以上で、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 補正ということなんですけれども、令和2年度中に撤去することが決まったマンホールポンプが当初より増えたから、それとも金額がこういうように確定したから、何の、どういう、撤去することに関するのが増えたのか、減りはしませんね。どういう金額なんですか。

○辻本生活環境課長 こちらのほうは当初予算では固定資産の除却費等は計上しておりませんでした。計上していない理由は幾つかございますが、予算編成の段階で、まず去年、この4月から企業会計がスタートしておりますので、予算編成の段階で資産の額がまだ確定できていなかったという点と、あと除却する施設資産に関しましては、当然今年度更新等を行っておるんですが、落札差金等で予定外の部分を更新、取替補修をしたり、あとまたちょっと状態に関して、点検等で予定してなかった部分が先に対応しなくてはならなくなったということで、流動的な部分がございます。そういった意味で、当初から確定してから補正予算に計上するというような方針を取っておりました。

以上です。

○建石委員 ちょっと確認なんですけど、今マンホールポンプの機械とか設備が老朽化したから除却処分したと。ということは機械の入替えではないのですね。

○辻本生活環境課長 除却した資産に関しましては、ちょっと申し上げますと、太子地区の太井川2号マンホールポンプ施設、こちらにつきましてはポンプ本体2基とポンプの制御盤一式、あと水位計や緊急通報装置といったものがございます。また葉室地区の仏

眼寺橋のポンプ施設につきましては緊急自動通報装置、春日地区の竜王寺橋左岸ポンプ施設につきましても、こちらも緊急自動通報装置といった合計7つの資産を老朽化等で全て新しく交換しておりますので、古い今まで使っていた施設、機械装置を廃棄、除却しまして、新しい機械及び装置を今回入れ替えております。

○建石委員 新しく入れ替えている新しい機械は予算化されているわけですか。

○辻本生活環境課長 新しい機械の更新費につきましては、当然当初予算のほうで建設工事費で予算化しております。新しくなった固定資産価値、取得価格につきましては、次年度以降、下水道の資産ということで、新しくプラスで載ってくることになっています。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号、令和2年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前10時53分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 中 村 直 幸